

e-らくらく店長
契約約款
(飲食店向け利益向上支援サービス (クラウド))

令和2年11月24日

第4.0版

 ヤマトシステム開発株式会社

<目次>

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（本約款の変更）	1
第4条（準拠法）	1
第5条（協議）	1
第2章 サービス	2
第6条（サービスの種類と内容）	2
第7条（初期設定情報等の提供）	3
第8条（本サービスの実施）	3
第9条（サービスの提供区域および利用可能時間）	3
第10条（サポートデスク）	3
第3章 サービス契約の締結等	4
第11条（利用契約の成立）	4
第12条（権利義務譲渡の禁止）	4
第13条（契約者の名称等の変更）	4
第14条（利用契約の変更）	4
第15条（利用期間）	4
第16条（契約終了後の処理）	5
第4章 利用料金	5
第17条（本サービスの利用料金、算定方法等）	5
第18条（利用料金の支払義務）	5
第19条（利用料金の支払方法）	5
第20条（遅延利息）	6
第21条（返金）	6
第5章 契約者の義務等	6
第22条（契約者設備の設置および維持管理）	6
第23条（利用者IDおよびパスワード）	6
第24条（自己責任の原則）	6
第6章 当社の義務等	7
第25条（当社の維持責任）	7
第26条（再委託）	7
第27条（本サービス用設備等の障害等）	7
第28条（機密情報の取扱い）	7
第29条（個人情報等の保護）	8

第7章 利用の制限、中止、停止および廃止	8
第30条 (利用の制限)	8
第31条 (保守等によるサービスの中止)	8
第32条 (利用の停止)	8
第33条 (当社からの解除)	9
第34条 (本サービスの廃止)	9
第8章 損害賠償等.....	9
第35条 (反社会的勢力との関係遮断)	9
第36条 (損害賠償の制限)	10
第37条 (免責)	10
第38条 (合意管轄)	10

第1章 総則

第1条（約款の適用）

ヤマトシステム開発株式会社（以下「当社」という）は、この「e-らくらく店長契約約款（飲食店向け利益向上支援サービス（クラウド）」（以下「本約款」という）によって、契約者に対し本サービスを提供する。

2. 本約款は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との関係に適用されるものとする。
3. 本約款の他に当社が別途定める諸規定は、それぞれ本約款の一部を構成するものとする。
4. 前項の諸規定の内容が本約款と異なる場合は、当該諸規定の内容が優先されるものとする。

第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

用語	用語の意味
(1) 本サービス	本約款に基づきインターネットなどのネットワークを通じて当社が契約者にe-らくらく店長のソフトウェア使用权を許諾し、提供するサービス
(2) 契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
(3) 利用契約	本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約で、本約款を含む
(4) 契約者設備	本サービスを受けるため、当社が設置する電機通信設備その他の機器及びソフトウェア
(5) 本サービス用設備	当社が本サービスを提供するにあたり、契約者が設置する電機通信設備その他の機器及びソフトウェア
(6) 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(7) 利用者ID	パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
(8) パスワード	利用者IDと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第3条（本約款の変更）

当社は、本約款を随時変更することがある。なお、この場合は、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款を適用するものとする。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、14日の予告期間において、変更後の本約款の内容を契約者に通知するものとする。ただし、この本約款の変更内容が、契約者の利益を一方的に害するものでないときは、当社は何らの予告も行うことなく変更ができるものとする。

第4条（準拠法）

本約款及び利用契約に関する準拠法は、日本法とする。

第5条（協議）

利用契約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議するものとする。なお、利用契約のいずれかの部分が無効である場合でも、当該部分を除く他の部分の利用契約の有効性には影響がないものとする。

第2章 サービス

第6条（サービスの種類と内容）

当社が契約者へ提供する本サービスは、下表のサービスから構成される。

項目名	内容	備考
(1) 標準機能 …月額利用料金で提供される標準の機能		
① 業務運用管理システム機能	各店舗の営業日報閲覧・帳票出力等の各店舗の営業情報の把握・コントロール機能	
② 店舗マネジメントシステム機能	予算管理・売上管理・勤怠管理・仕入管理・その他の店舗オペレーションに必要な機能の提供	※1
③ フランチャイズ様向け業務運用管理システム機能（e-らくらく店長S）	特定のフランチャイズ契約を締結している事業者様向けに店舗状況を把握・コントロール機能	
(2) 追加オプション機能 …月額追加料金を負担することにより、標準機能に追加して提供されるオプションの機能		
① 調達支援システム機能	契約者が発注・仕入・検品等を行う機能	
② テーブル管理システム機能	契約者が自店舗の来店状況を管理する機能	
(3) 有償サポートサービス …有償サポートサービス料金を負担することにより、当社が契約者へ提供するサポート作業		
① 環境構築サービス	本サービスの初期設定等のサーバー環境構築作業	※2
② ブラウザ設定	本サービスを運用するPCに対するブラウザの設定・印刷グラフの設定作業	
③ 送信ツールインストール（ブラウザ設定込）	本サービスを運用するPCに対する送信ツールインストール作業 ブラウザの設定・印刷グラフの設定作業	
④ 導入教育	契約者従業員への操作方法等の指導、及び契約者従業員等への集合教育の実施（導入時30分程度を想定）	
⑤ 指静脈装置インストール	本サービスを運用するPCに対する指静脈認証装置のインストール作業	※3
⑥ F e l i C a 端末インストール	本サービスを運用するPCに対するF e l i C a 端末のインストール作業	※3

※1 標準機能の簡易版として、この機能の一部である「勤怠管理システム」のみを提供することができる。この場合、標準機能における他の機能・サービスは提供されない。

※2 本サービスを初めて導入する店舗では申込みが必須。その後は任意。

※3 装置・端末の本体代金は含まれない。

第7条（初期設定情報等の提供）

- 契約者が前条第（3）号①の「環境構築サービス」を受けようとする場合は、必要な初期設定に関する情報（以下「初期設定情報」という）を、当社に提供するものとする。
2. 当社は、前項による環境構築サービスの実施過程において契約者の初期設定情報を一時的に記録、変換した場合、契約者より提供される初期設定情報の登録完了後、当該記録、変換した情報を完全に消去するものとする。
 3. 契約者は、第1項の初期設定情報のほか、本サービスの実施に必要な資料、仕様書等（以下「提供資料等」という）がある場合は、これらが無償で当社に提供するものとする。
 4. 契約者及び当社は、初期設定情報及び前項により当社に提供される提供資料等（以下あわせて「初期設定情報等」という）が、第28条（機密情報の取扱い）及び第29条（個人情報等の保護）に定める個人情報若しくは機密情報に該当することを確認する。
 5. 初期設定情報等の管理については以下のとおり取り扱うものとする。
 - （1）初期設定情報等の授受
初期設定情報等を契約者から当社へ引き渡すときは、以下のいずれかの方法で行うものとする。
 - イ）当社が提供する各種サービスを利用して引渡す。
 - ロ）契約者が指定し当社が承諾する方法で引き渡す。
 - （2）初期設定情報等の保管・廃棄
 - ①当社は、初期設定情報登録日より1ヶ月、契約者より提供される初期設定情報等を保持する。
 - ②当社は、前記保管期間が経過した場合は、契約者より提供される初期設定情報等を消去する。当社は、契約者より提供される初期設定情報等の登録完了後、初期設定情報等を完全に消去するものとする。

第8条（本サービスの実施）

- 契約者は、本サービスの利用を開始するにあたり、当社所定の「e-らくらく店長利用申込書」（以下「利用申込書」という）を提出するものとする。
2. 当社は、前項の利用申込書及び初期設定情報等を基に、本サービスの提供に必要な初期設定作業を実施する。
 3. 契約者は、当社より前項の当該初期設定作業の完了通知を受けたときをもって、本サービスの利用を開始することができる。
 4. 本サービスの具体的実施内容、スケジュール等は、利用申込書に記載のほか別途契約者と当社が協議のうえ書面で取り決めるものとする。

第9条（サービスの提供区域および利用可能時間）

- サービスの提供区域は、日本全国とする。
2. 本サービスの利用可能時間は毎日0時から24時までとする。ただし、当社が以下の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがある。
 - （1）第30条（利用の制限）に該当する場合。
 - （2）第31条（保守等によるサービスの中止）に該当する場合。
 - （3）第32条（利用の停止）に該当する場合。

第10条（サポートデスク）

- 当社は、契約者に対し、本サービスの基本操作方法について、サポートデスクを提供する。
2. サポートデスクの受付時間・対応時間・対応方法は、以下のとおりとする。

受付時間： 365日10時～19時

対応時間： 平日 10 時～ 19 時（但し、年末年始及び当社指定の休日は除く）

対応方法：電話サポート又はオンラインサポート（遠隔操作）

3. 第 1 項の定めにかかわらず、次の各号に定める内容については、ヘルプデスクサービスの対象外とする。
- (1) 契約者のネットワーク環境に起因する問い合わせ
 - (2) 本サービス以外の製品に関するセットアップや問い合わせ
 - (3) 当社で提供するソフトウェアやパソコンの設定以外での利用に起因する問合せ

第 3 章 サービス契約の締結等

第 1 1 条（利用契約の成立）

利用契約の申込をしようとする者（以下「利用申込者」という）は、本約款の内容を承認の上、当社所定の申込書（以下「申込書」という）により、利用の申込を行うものとする。

2. 利用契約は、前項に基づく利用申込者の申込に対し、当社がこれを承諾後、所定の利用通知書を発行したとき成立するものとする。
3. 利用申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用契約の申込を拒絶することができるものとする。
- (1) 申込書に虚偽の記載があった場合
 - (2) サービス利用料の支払を怠るおそれがあると認められる相当な理由がある場合
 - (3) 利用申込者への本サービスの提供に関し、技術上または業務遂行上の著しい困難が認められる場合
 - (4) その他、当社が不相当と判断した場合

第 1 2 条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は当社の事前の書面による同意なくして、利用契約の地位を第三者に継承させ、あるいは利用契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせまたは担保に供してはならない。

第 1 3 条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地を変更したときは、速やかに当社所定の変更届を当社に提出するものとする。

第 1 4 条（利用契約の変更）

契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社に変更を申し出るものとし、第 1 1 条（利用契約の成立）の定めに従い当社所定の契約申込書を提出し、当社がこれを承諾後、所定の利用通知書を発行することによってその効力が生じるものとする。

第 1 5 条（利用期間）

本サービスの利用期間は利用開始日から 1 年間とする。なお、本サービスの利用開始日から起算して 3 ヶ月は最低利用期間とし、契約者はこの最低利用期間が経過するまでは利用契約を解約できないものとする。

2. 前項の最低利用期間経過後、契約者が利用契約を解約しようとするときは、当社に対し解約希望の日の 60 日前（当該日が土曜、日曜、祝日の場合には直前の当社営業日）までに当社所定の解約届によりその旨を通知するものとする。この場合、解約の効力は当該通知において解約希望の日とされた日（通知があった日から当該日までの期間が 2 箇月未満であるときは、通知があった日から 2 箇月を経過した日）の暦月の末日をもって生じるものとする。

る。

3. 第1項の利用期間満了に際し、当社が定める方法により期間満了の2ヶ月前までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了の翌日からさらに同一の条件で1年間自動継続されるものとし、以降の期間満了に際しても同様とする。

第16条（契約終了後の処理）

契約者は、事由の如何を問わず利用契約が終了した後は、契約者が本サービスを利用して作成したまたは本サービス設備に入力したデータまたは情報等（以下「入力情報等」という）を、当社が当社所定の方法で消去することに同意するものとする。なお、当該入力情報等が削除されたことにより契約者が被害を受けたとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第4章 利用料金

第17条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの利用料金、算定方法等は月額利用料金、月額追加料金及びサポート作業料金から成り、その額は申込書に規定するとおりとする。

2. 前項の利用料金のうち、月額利用料金は暦月単位で精算するものとし、本サービスの開始または終了月におけるサービスの提供日数に応じた日割り計算は行わないものとする。

第18条（利用料金の支払義務）

契約者は、本サービスの提供を開始した日に属する月から起算して利用契約の終了月までの期間について、申込書に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとする。

2. 前項の期間において、第31条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとする。ただし、本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が24時間以上となる場合、本サービスの利用ができなかった期間に対応する利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではない。
3. 第32条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときであっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとする。

第19条（利用料金の支払方法）

契約者は、当社からの請求書に従い、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、以下の期日までに、当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、代金支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとする。

(1) 月額利用料金・月額追加料金 … 利用月の前々月末日（但し利用初月は契約月末日）

(2) 有償サポートサービス料金 … 有償サポートサービス実施月の翌月末日

（ただし、当社が前払いを求めた場合、当社の指定する期日）

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとする。
3. 契約者は料金等の支払いに関し、当社の指定する金融機関、収納代行会社等で別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定等がある場合には、それらに従うものとする。契約者と金融機関、収納代行会社等の間で紛争が発生した場合は当事者双方で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。

第20条（遅延利息）

契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本サービスの料金その他の債務に付加して、当社の指定する方法で指定した期日までに一括で支払うものとする。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとする。

第21条（返金）

利用契約成立後、支払われた本サービスの利用料金に関しては、いかなる事由においても返金に応じないものとする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 当社が故意にサービスの提供を怠った場合
- (2) 契約者が誤って過剰にサービス利用料金を支払った場合

2. 前項(2)の場合、過剰に支払われた料金を本サービス利用料金の不足分に充当することができるものとする。

第5章 契約者の義務等

第22条（契約者設備の設置および維持管理）

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとする。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービス用設備に接続するものとする。
3. 当社は、契約者が前2項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとする。

第23条（利用者IDおよびパスワード）

契約者は、利用者IDを第三者に貸与したり、第三者と共有しないものとする。

2. 契約者は、利用者IDに対応するパスワードを第三者に開示しないと同時に、第三者に漏洩することのないよう管理するものとする。
3. 契約者の利用者IDおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなすものとする。ただし、当社の故意または過失により利用者IDまたはパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではない。
4. 契約者が利用者IDおよびパスワードを失念した場合、パスワードの問い合わせに対しては、本人性確認のため、当社所定の方法で連絡するものとする。
5. 契約者は利用者IDおよびパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、ただちにその旨を当社に連絡するものとする。その場合において、当社から指示あるときはそれに従うものとする。

第24条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問わない。以下同じとする。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とする。

2. 契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、当社は、契約者に当該損害の賠償を請求することができる。

第6章 当社の義務等

第25条（当社の維持責任）

当社は、本サービス用設備を円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持する。

第26条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」という）に対し第28条（機密情報の取扱い）および第29条（個人情報等の保護）ほか、当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第27条（本サービス用設備等の障害等）

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎり速やかに契約者にその旨を通知するものとする。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備を修理または復旧するものとする。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとする。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用にかかる作業の全部または一部（修理または復旧を含む。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとする。

第28条（機密情報の取扱い）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密であると旨あらかじめ指定した情報（以下「機密情報」という）を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 相手方からあらかじめ書面により機密情報として扱いから除外することの承諾を得た情報
2. 前項の規定にかかわらず、以下の機密情報については、前項に規定する秘密である旨の指定がなされたものとみなす。
 - (1) 第7条（初期設定情報等の提供）第1項に規定する初期設定情報
 - (2) 第7条（初期設定情報等の提供）第3項に規定する提供資料等
 3. 前各項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、機密情報のうち法令に規定に基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の規定に基づく開示先又は当該官公署に対して開示することができるもの

とする。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことが出来ない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。

4. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
5. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という）することができるものとする。この場合、契約者及び当社は当該複製等された機密情報についても、本条に規定する機密情報として取り扱うものとする。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を得るものとする。
6. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第26条（再委託）に規定する再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を得ることなく機密情報を開示することができるものとする。この場合、当社は再委託先の機密保持義務の違反につき、契約者に対してその責を負うものとする。
7. 機密情報提供を受けた当事者は、相手方の要請があった場合、本サービスの実施上不要になった場合及び利用契約が期間満了、解約等の事由により終了した場合には、資料等（本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した機密情報を含む）を相手方の指示に従い返還または消去できるものとする。
8. 本条の規定は、本サービス終了後も3年間有効に存続するものとする。

第29条（個人情報等の保護）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」をいい、以下同じとする）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩してはならず、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。

2. 個人情報の取扱いについては、第28条（機密情報の取扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとする。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

第7章 利用の制限、中止、停止および廃止

第30条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがある。

第31条（保守等によるサービスの中止）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがある。

- (1) 当社の保有する本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - (3) 第30条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第32条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがある。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - (2) 前号のほか利用契約に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第33条（当社からの解除）

- 当社は、利用契約の有効期間中といえども、相当の理由がある場合、3ヶ月前に書面で契約者に通知することにより利用契約を解除できるものとする。
2. 当社は、第32条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が停止された時から7日以内にその停止事由を解消または是正しない場合は、利用契約を解除できるものとする。
3. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって、次のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第32条（利用の停止）および前項の規定にかかわらず、利用契約を契約者への通知なしに即時解除できるものとする。
- (1) 重大な過失または背信行為があったとき。
 - (2) 差押、仮差押もしくは仮処分の命令、通知が発送され、または競売の申し立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申し立てがあったとき。
 - (4) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を停止したとき。
 - (5) 自己振出もしくは自己引受の手形または自己振出の小切手が不渡処分となったとき。
 - (6) 資産、信用、支払能力に重大な変更を生じたとき。
 - (7) 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められるとき。
4. 第2項または第3項各号のいずれかの理由による解除により当社が損害を被った場合は、当社は契約者に対してその損害を請求できるものとする。
5. 契約者が第2項または第3項各号の一に該当した場合には、契約者は当社に対する一切の債務についての期限の利益を失い、当社に対し、ただちに債務全額を弁済するものとする。

第34条（本サービスの廃止）

- 当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがある。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止しようとするときは、契約者に対し廃止する日の3ヶ月前までに通知するものとする。

第8章 損害賠償等

第35条（反社会的勢力との関係遮断）

当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 本約款の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前記に準ずる行為

2. 当社又は契約書は、利用契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、利用契約を解除することができる。この場合、利用契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第36条（損害賠償の制限）

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」という)に陥った場合、当社は、本約款で特に定める場合を除き、当社が契約者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、当該月額利用料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、料金の減額に応じるものとする。これをもって、契約者に対する損害賠償に代えるものとする。ただし、天災地変、本サービス用設備等にかかる電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となったとき等、当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとする。

2. 契約者が当該請求をし得ることとなった日から6箇月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとする。

第37条（免責）

当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとする。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではない。

2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとする。

3. 本サービスを運用するハードウェア等の故障が発生した場合のデータ保護については、故障前に行ったバックアップデータまでとする。バックアップの取得については、1日1回実施するものとする。

第38条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とする。

附 則

この契約約款は、平成18年4月1日から実施します。

(改定履歴)

平成18年4月1日 第1.0版発効
平成18年6月1日 第1.1版発効
平成19年3月1日 第1.2版発効
平成20年4月1日 第1.3版発効
平成20年6月1日 第1.4版発効
平成22年3月1日 第1.5版発効
平成23年6月1日 第1.6版発効
平成24年2月1日 第1.7版発効
平成24年4月1日 第1.8版発効
平成26年1月1日 第1.9版発効
平成27年5月1日 第2.0版発効
令和2年10月1日 第3.0版発効
令和2年11月24日 第4.0版発効